

呉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

呉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月31日

条例第5号

改正 昭和52年9月28日条例第35号 昭和61年9月29日条例第30号

平成5年3月23日条例第12号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

一部改正〔昭和52年条例35号・平成5年12号〕

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

一部改正〔昭和61年条例30号〕

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 呉市議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和25年呉市条例第37号)は、廃止する。